

沖縄県融資制度のご案内

- 事業歴が1年以上の県内事業者が対象です。
(創業者支援資金、ベンチャー支援資金、企業立地推進貸付を除く。)
- 融資は、原則、沖縄県信用保証協会の保証付きです。
(ご負担していただく保証料については、県の補助が適用されています。)
- 一部資金には利子補給制度がございます。
(雇用創出促進資金・新事業分野進出資金・ベンチャー支援資金)



★雇用創出促進資金の「設備資金」がH26年4月借入分から利子補給の対象となりました。

- 売上の減少等により資金繰りが厳しくなっている事業者を支援します。

資金名	利用できる方
中小企業セーフティネット資金	売上の減少、原油・原材料等の高騰により資金繰りが厳しくなっている中小企業者、協同組合等
組織強化育成資金(セーフティネット貸付)	売上の減少等により資金繰りが厳しくなっている商工業関係組合及び構成企業

- 創業、ベンチャー、新たな分野へ進出する方を支援します。

資金名	利用できる方
創業者支援資金	独立・開業を行う者又は開業後1年未満の事業者で、商工会、商工会議所等の指導を受け、創業計画書を作成した者
ベンチャー支援資金 ※ 利子補給対象	ベンチャービジネスを展開する中小企業者 ※ 経営革新の承認を受けた中小企業者
新事業分野進出資金 ※ 利子補給対象	事業転換や多角化により新たな事業分野に進出する中小企業者、協同組合等

- 地域産業の振興に積極的に取り組む事業者を支援します。

資金名	利用できる方
産業振興資金(オキナワ型産業振興貸付)	オキナワ型産業(健康食品産業、バイオ関連産業、健康サービス産業、泡盛産業、工芸産業、環境関連産業、観光産業)を営む中小企業者、協同組合等 ※『観光産業』を追加
産業振興資金(企業立地推進貸付)	国際物流拠点産業集積地域、情報通信産業特別地区等において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、協同組合等

- 雇用促進を図る事業者を支援します。

資金名	利用できる方
雇用創出促進資金 ※ 利子補給対象	事業拡大や多角化計画に基づき、新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとする中小企業者、協同組合等

- 零細企業、小規模企業者を支援します。

資金名	利用できる方
小口零細企業資金	従業員20人以下の企業(商業、サービス業は5人以下 ※例外あり)で、既存の保証協会の保証付融資残高と併せて1,250万円以下であること
小規模企業対策資金(一般貸付)	従業員20人以下の企業(商業、サービス業は5人以下 ※例外あり)
小規模企業対策資金(特別小口貸付)	従業員20人以下の企業(商業、サービス業は5人以下 ※例外あり)で、中小企業信用保険法に規定する特別小口保険に該当する者(無担保・無保証人制度が適用されます。)

- 既往借入金を一本化し、返済負担を軽減したい事業者を支援します。

資金名	利用できる方
資金繰り円滑化借換資金	次のいずれかに該当する方 1 4分の1以上償還した沖縄県信用保証協会の保証付き融資を借り換える者 2 借換事業計画に基づき、沖縄県信用保証協会の保証付き融資を借換えることにより財務体質の改善が図られる者で、かつセーフティネット保証第3～5号の特定中小企業者として市町村長が認定した者

- 事業再生に取り組む事業者を支援します。

資金名	利用できる方
中小企業再生支援資金	沖縄県中小企業再生支援協議会等の支援を受け再生計画・経営改善計画を策定した中小企業者、協同組合等 ※『おきなわ経営サポート会議』を追加

- その他、県内の中小企業者を支援します。

資金名	利用できる方
短期運転資金	短期的な運転資金を必要とする中小企業者
経営振興資金	経営の近代化、合理化を図る中小企業者、協同組合等
組織強化育成資金(一般貸付)	商工業関係組合及び構成企業

★平成26年度 沖縄県融資制度一覧（1 融資対象の内容もご覧ください）

H26.4.1現在

資金名	融資条件等	融資対象	融資限度額 (単位 万円)	融資期間 (据置期間)	融資利率 (固定)%	保証料率 (%)※	
事業歴が1年以上の事業者	短期運転	一般貸付	短期的な運転資金を必要とする中小企業者	運転のみ1,000	1年	2.20	0.45~1.50
		売掛債権担保貸付	他の事業者等に売掛債権を有する中小企業者	運転のみ3,000			0.43
	小規模企業対策	一般貸付	従業員20人以下の企業(商業・サービス業は5人以下)※宿泊業及び娯楽業は20人以下	運転・設備併せて1,250	運・7年(1年) 設・10年(1年)	2.25	0.45~1.45
		特別小口貸付	中小企業信用保険法に規定する特別小口保険該当者に対する無担保無保証人制度			2.10	0.60
	小口零細企業	従業員20人以下の企業で、既存の保証協会の保証付融資残高との合計が1,250万円以下の小規模企業者(商業・サービス業は5人以下)※宿泊業及び娯楽業は20人以下	運転・設備併せて既存の保証協会の保証付融資残高との合計で1,250	運・7年(1年) 設・10年(1年)	2.10	0.50~1.75	
	経営振興	経営の近代化、合理化を図る中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて8,000 (運転 3,000) (設備 5,000)	運・7年(1年) 設・10年(1年)	2.40	0.45~1.50	
	新事業分野進出 (※利子補給対象)	事業転換や多角化により新たな事業分野に進出する中小企業者、協同組合等	●事業転換の場合 運転・設備併せて10,000 (運転3,000、設備7,000) ●多角化の場合 運転・設備併せて7,000 (運転2,000、設備5,000)	運・7年(1年) 設・10年(1年)	2.30	0.45~1.40	
	雇用創出促進 (※利子補給対象)	事業拡大や多角化計画に基づき、新たに常時使用する従業員を1名以上雇い入れようとする中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて8,000 (運転 3,000) (設備 5,000)	運・7年(1年) 設・10年(1年)	2.00	0.45~1.45	
	組織強化育成	一般貸付	商工業関係組合及び構成企業	1組合あたり 共同事業資金 5,000 転貸資金 30,000 (※1転貸先 3,000) 1組合員あたり3,000 ※転貸資金は一般貸付のみ	運・7年(1年) 設・10年(1年)	1.50 ※	0.45~1.45
		セーフティネット貸付	売上の減少等により資金繰りが厳しくなっている商工業関係組合及び構成企業				0.60
	中小企業セーフティネット	●売上の減少等により資金繰りが厳しい中小企業者、協同組合等 ※原油・原材料の高騰により資金繰りが厳しい中小企業者、協同組合等を追加	運転・設備併せて3,000 ※設備資金はセーフティネット保証3号、4号又は5号の適用を受ける場合のみ	運・7年(1年) ※セーフティネット保証3~5号の適用を受ける場合は運・7年(1年)、設・10年(1年)	対象1~3は 2.30 対象4は 2.10	0.45~1.40	
	中小企業再生支援	沖縄県中小企業再生支援協議会等の支援を受け再生計画・経営改善計画を策定を策定した中小企業者、協同組合等 ※「おきなわ経営サポート会議」を追加	運転・設備併せて8,000	運転・設備 10年(1年)	取扱金融機関所定金利	0.45~1.40	
	資金繰り円滑化借換		(対象1)4分の1以上償還した沖縄県信用保証協会の保証付き融資を借り換える者	運転・設備併せて5,000	10年(6ヵ月)	2.70	0.45~1.40
			(対象2)セーフティネット保証の市町村による認定を受け、かつ借換事業計画書を作成している者	運転・設備併せて5,000	10年(6ヵ月)	2.60	0.55
	産業振興	オキナワ型産業振興貸付	県内において、地域特性を生かした比較優位性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小企業者、協同組合等 ※「観光産業」を追加	運転・設備併せて10,000 (運転 5,000)	運・7年(1年) 設・10年(1年)	2.20	0.45~1.40
企業立地推進貸付		国際物流拠点産業集積地域、情報通信産業特別地区等において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて25,000 (運転 10,000)	運・10年(1年) 設・15年(3年)	2.20	0.45~1.40	
ベンチャー支援 (※利子補給対象)	ベンチャービジネスを展開する中小企業者、協同組合等 ※経営革新の承認を受けた企業も対象	運転・設備併せて3,000	運・7年(1年) 設・10年(1年)	2.40	0.45~1.40		
創業者支援	独立・開業を行う者又は開業後1年未満の事業者	運転・設備併せて1,000	運転・設備 7年(1年)	対象1は 2.40 対象2,3は 2.30	0.45~1.35		

※保証料率の区分は「2 保証料率一覧表」参照
※融資条件等については、年度途中で変更する場合があります。

1 融資対象の内容

資金名		融資対象	融資斡旋申込先 (認定申込先)	取扱金融機関
短期運転資金	一般貸付	中小企業信用保険法施行令第1条に定める業種(以下「対象業種」という。)に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者	→直接取扱金融機関へ	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫
	売掛債権担保貸付	対象業種に属し、県内において1年以上同一事業を営む中小企業者で、他の事業者等に売掛債権を保有する中小企業者		
小規模企業対策資金	一般貸付	対象業種に属し、県内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者	商工会 商工会議所 市町村商工担当課	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫
	特別小口貸付	対象業種に属し、県内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者で、次の各号の要件を備えるもの (1)源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税もしくは市町村民税のいずれかについて、保証協会の保証委託申込みの日以前の1年間に納期がきている税額を完納している者 (2)当貸付に係る保証以外に保証協会から保証を受けていないもの		
	備考	※4分の1以上償還している場合、資金内借換可能		
小口零細企業資金		対象業種に属し、県内において原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者で次の各号の要件を備えるもの (1)従業員20人以下の会社及び個人 (商業・サービス業は5人以下※宿泊業及び娯楽業は20人以下) (2)この融資の保証を含め、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極額)と併せて1,250万円以下であること	→直接取扱金融機関へ	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫
経営振興資金		対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、経営の近代化、合理化を図るもの	→直接取扱金融機関へ	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫
事業歴が1年以上の事業者	新事業分野進出資金	対象業種に属し、県内において3年以上(多角化を目的とする場合は、1年以上)引き続き同一事業を営んでいる中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当し、新事業分野進出事業計画書に基づき新事業分野進出(事業転換・多角化)を行うもの (1)現在の事業を縮小(廃止を含む)し、事業転換を目的として新たな事業を開始する場合(事業開始後6カ月を経過していない者を含む)において、新たに開始する事業の売上が、開始から5年以内に全事業の売上の1/2以上を占めることが見込まれる者 (2)多角化を目的として新たな事業を開始する場合(事業開始後6カ月を経過していない者を含む)において、新たに開始する事業の売上が、開始から5年以内に全事業の売上の1/4以上を占めることが見込まれる者	産業振興公社 商工会 商工会議所	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫
	雇用創出促進資金	対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、事業拡大や多角化計画に基づき、新たに常時使用する従業員を1名以上雇入れようとするもの(申込日の1ヶ月までに雇用を行った者。若しくは申込日以降に雇用を行った者が対象)	商工会 商工会議所	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫
組織強化育成資金	一般貸付	対象業種に属し、県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む協同組合等及びその構成員	中小企業 団体中央会	商工組合中央金庫
	セーフティネット貸付	対象業種に属し、県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む協同組合等及びその構成員で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定した者	中小企業 団体中央会 (市町村 商工担当課)	
中小企業セーフティネット資金		対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの 1.最近3カ月又は6カ月の売上が前年同期比で5%以上減少している者 2.倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上ある者 3.製品等原価のうち10%以上を占める原油・原材料等の仕入価格が10%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない者(最近3ヶ月間の売上に占める原油・原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上に占める原油・原材料等の仕入価格の割合を上回っていること) 4.中小企業信用保険法第2条第5項第3号、第4号、第5号又は第7号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定した者	1,2,3 →直接取扱金融機関へ 4 [→市町村商工担当課]	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫

資金名	融資対象	融資斡旋申込先 (認定申込先)	取扱金融機関	
事業歴が1年以上の事業者	中小企業再生 支援資金	対象業種に属し、県内において3年以上継続して事業を営む中小企業者、協同組合等で、沖縄県中小企業再生支援協議会(経営改善支援センターを含む)又はおきなわ経営サポート会議(以下「協議会等」という。)の支援を受け、協議会等が再生計画・経営改善計画を適正であると決定したもの	協議会等	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫
	資金繰り円滑化 借換資金	対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの 1.4分の1以上償還した沖縄県信用保証協会の保証付き融資を借り換えるもの 2.借換事業計画に基づき、借換えによる資金繰りの緩和等により財務体質の改善が図られるもので、かつ中小企業信用保険法第2条第5項第3号、4号又は第5号の規定に基づき、特定中小企業者として市町村長が認定したもの ※一部借換の対象とならない資金等がある	1 →直接取扱 金融機関へ 2 →市町村商工 担当課	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫
	オキナワ型 産業振興貸付	対象業種に属し、県内において1年以上本県の地域特性を生かした比較優位性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの 1 健康食品産業 2 バイオ関連産業 3 健康サービス産業 4 泡盛産業 5 工芸産業 6 環境関連産業 7 観光産業(※新設)	→直接取扱 金融機関へ ※7 観光産業は 商工会・商工会議所	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫
産業振興資金	企業立地付	対象業種に属し、国際物流拠点産業集積地域、産業高度化・事業革新促進地域における工業等団地、工場適地、情報通信産業特別地区又は情報通信産業振興地域において、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、協同組合等で、沖縄県中小企業支援課長より認定を受けたもの	(県中小企業 支援課)	
ベンチャー支援資金	対象業種に属し、ベンチャービジネス等を新たに開業し、又はベンチャービジネスの拡大を図る中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの 1.中小企業新事業活動促進法に基づき、知事の承認を受けた者 2.中小企業経営革新支援法に基づき、知事の承認を受けた者 3.沖縄県製造業重点分野支援補助金又は中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業の補助金を受けた者で既に製品開発を終了し、企業化の見通しのあるもの 4.新製品、新技術等を自主開発し、沖縄県工業技術センター所長の認定を受けた者	1、2 →県産業政策課 3 ●製造業重点分野 支援補助金 →県ものづくり 振興課 ●実用化研究開発 事業補助金 →沖縄総合事務局 地域経済課 4 →県中小企業 支援課	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫	
創業者支援資金	県内に居住し、県内で事業を開始しようとする者又は事業開始後一定期間を経過していない者で、商工会・商工会議所・県中小企業支援センターの創業者支援資金創業計画作成指導を受け「創業者支援資金創業計画書」を作成した者であって、次のいずれかに該当する者。ただし、対象業種に限る 1.事業を開始しようとする者で、所要資金の30%以上を自己資金で賄える者であって、次のいずれかに該当する者 (1)事業を開始する業種と同一の業種での勤務年数が通算で3年以上の者 (2)商工会等の創業セミナーの受講を終了した者 2.所要資金の20%以上を自己資金で賄える者で、次のいずれかに該当する者 (1)事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業開始から1年を経過していない者 (2)事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立から1年を経過していない者 (3)中小企業である会社で、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者、又は新たな会社設立から1年を経過していない者(分社化) 3.事業を営んでいない個人であって、借入金額と同額以上の自己資金を賄える者であり、次のいずれかに該当する者 (1)1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者 (2)2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者	産業振興公社 商工会連合会 商工会 商工会議所	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫	

※1 融資条件等については、年度途中で変更する場合があります。

※2 担保保証人等については、沖縄県信用保証協会(098-863-5300)までお問い合わせください。

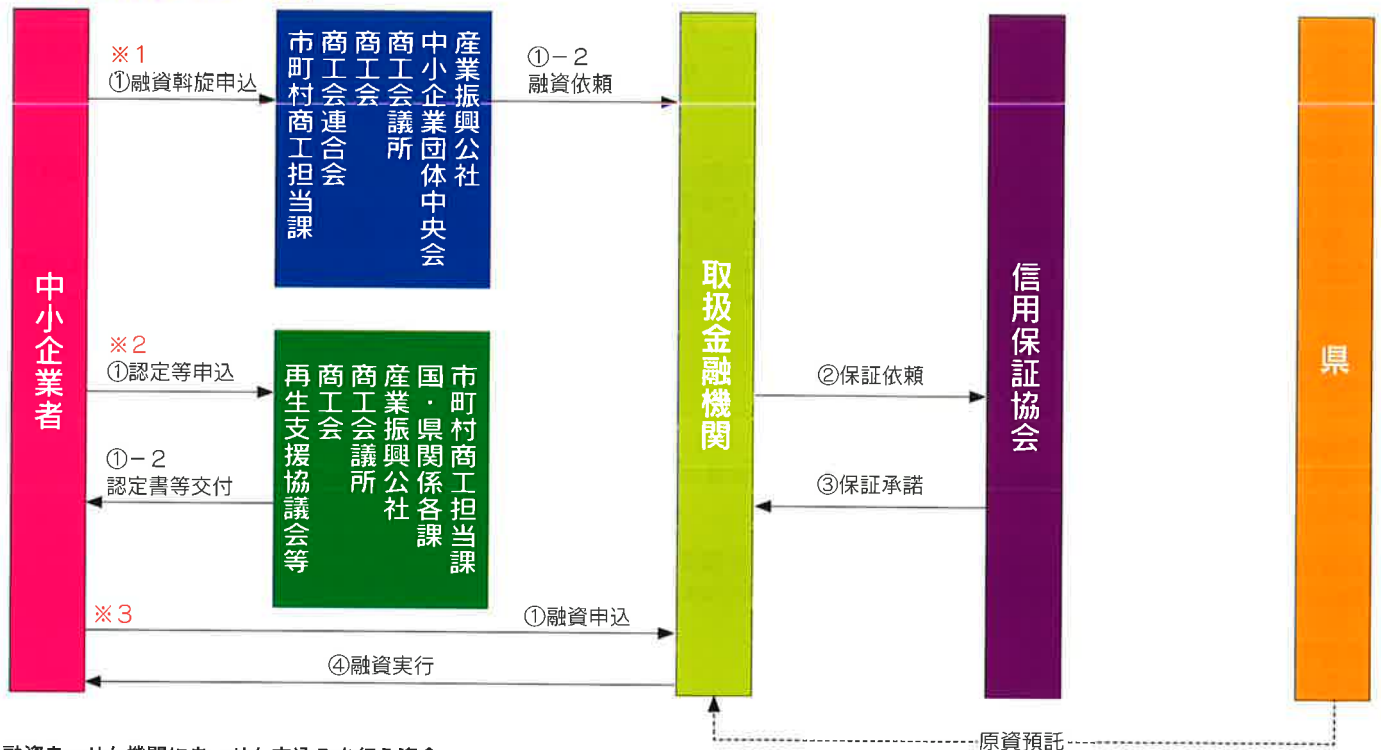
2 保証料率一覧

区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
短期運転資金	一般貸付	1.50%	1.40%	1.25%	1.10%	0.95%	0.90%	0.80%	0.60%	0.45%
	売掛債権担保貸付	0.43%	0.43%	0.43%	0.43%	0.43%	0.43%	0.43%	0.43%	0.43%
小規模企業 対策資金	一般貸付	1.45%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	0.85%	0.80%	0.60%	0.45%
	特別小口貸付	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%
小口零細企業資金		1.75%	1.60%	1.45%	1.30%	1.10%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
経営振興資金		1.50%	1.40%	1.25%	1.10%	0.95%	0.90%	0.80%	0.60%	0.45%
新事業分野進出資金		1.40%	1.30%	1.15%	1.00%	0.85%	0.80%	0.75%	0.60%	0.45%
雇用創出促進資金		1.45%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	0.85%	0.80%	0.60%	0.45%
組織強 育成資金	一般貸付	1.45%	1.35%	1.20%	1.05%	0.90%	0.85%	0.80%	0.60%	0.45%
	セーフティネット貸付	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%
中小企業セーフティネット資金		1.40%	1.30%	1.15%	1.00%	0.85%	0.80%	0.75%	0.60%	0.45%
中小企業セーフティネット資金（経営安定関連保証適用）		0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%
中小企業再生支援資金		1.40%	1.30%	1.15%	1.00%	0.85%	0.80%	0.75%	0.60%	0.45%
中小企業再生支援資金（経営安定関連保証適用）		0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%
資金繰り円滑化借換資金		1.40%	1.30%	1.15%	1.00%	0.85%	0.80%	0.75%	0.60%	0.45%
資金繰り円滑化借換資金（経営安定関連保証適用）		0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%	0.55%
産業振興 資金	オキナワ型産業振興貸付	1.40%	1.30%	1.15%	1.00%	0.85%	0.80%	0.75%	0.60%	0.45%
	企業立地推進貸付	1.40%	1.30%	1.15%	1.00%	0.85%	0.80%	0.75%	0.60%	0.45%
ベンチャー支援資金		1.40%	1.30%	1.15%	1.00%	0.85%	0.80%	0.75%	0.60%	0.45%
創業者支援資金		1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
創業者支援資金（創業等関連保証適用）		0.85%	0.85%	0.85%	0.85%	0.85%	0.85%	0.85%	0.85%	0.85%

※1 上記保証料率については、保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書（直前の二期分の貸借対照表及び損益計算書がある場合は、当該貸借対照表及び損益計算書）その他の経営に関する情報を基に保証協会で決定します。

※2 『中小企業の会計に関する基本要領』（金融庁及び中小企業庁が事務局となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」が平成24年2月に策定した中小企業向けの会計ルール）を採用する中小企業者については、割引がございます。
詳細については、沖縄県信用保証協会へお問い合わせください。☎(098)863-5300

3 制度融資フロー図



※1 融資あっせん機関にあっせん申込みを行う資金

小規模企業対策資金、新事業分野進出資金、雇用創出促進資金、組織強化作成資金、産業振興資金（オキナワ型産業振興貸付（観光産業のみ））、創業者支援資金（注）雇用創出促進資金は、②保証依頼後、信用保証協会で審査し③保証承諾の見込みが立った時点で金融機関経由により信用保証協会に対し、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写しを提出していただきます。

※2 融資対象者となるため認定等の申込みを行う資金

産業振興資金（企業立地推進貸付）、ベンチャー支援資金、中小企業再生支援資金、中小企業セーフティネット資金（融資対象4の該当者）
組織強化作成資金（セーフティネット貸付）、資金繰り円滑化借換資金（融資対象2の該当者）

※3 直接取扱金融機関へ申込みを行う資金

短期運転資金、経営振興資金、小口零細企業資金、産業振興資金（オキナワ型産業振興貸付（観光産業以外））、中小企業セーフティネット資金（融資対象1～3の該当者）、資金繰り円滑化借換資金（融資対象1の該当者）

4 必要添付書類等

基本的に次の書類が必要です。**資金によって必要書類が異なる場合もあります**ので、詳しくは沖縄県商工労働部中小企業支援課(☎098-866-2343)までお問い合わせ下さい。県HPでも確認できます(「沖縄県融資制度」で検索!)

申込者本人	連帯保証人
①事業税納税証明書 (事業税の納税が到来していない場合は県民税及び市町村民税納税証明書) ②最近2年間の受付印のある確定申告書の写し (法人は最近2年間の決算書) ③定款及び商業登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項証明書) (法人、協同組合等の場合) ④印鑑証明書 ⑤資産評価証明書 ⑥見積書、請求書等(設備資金の場合) ⑦許認可証の写し(許認可業種の場合) ⑧個人情報の提供に関する同意書 ※その他金融機関、保証協会が必要とする書類	①印鑑証明書 ②資産評価証明書 ③個人情報の提供に関する同意書 ※その他金融機関、保証協会が必要とする書類

5 利子補給制度

沖縄県融資制度のうち、新事業分野進出資金及びベンチャー支援資金の運転資金(設備資金は利子補給対象外)、雇用創出促進資金の貸し付けを受けた方へ利子補給を実施します。

- (1) 利子補給対象者
 平成26年1月1日から12月31日までの間に、**新事業分野進出資金、ベンチャー支援資金の運転資金又は雇用創出促進資金(設備資金は平成26年4月1日から12月31日までの間)**の貸し付けを受けた方
 ただし、利子補給金の交付を受けることのできる資金の**上限額は2,000万円**です。

- (2) 利子補給率

利子補給対象資金		利子補給率	H26年4月借入分から雇用創出促進資金の 設備資金 が対象となりました! ※H25年度(H26年3月)までに借りた方は従来どおり運転資金のみが対象です。
新事業分野進出資金		融資利率2.30%のうち 1.00% を補助	
雇用創出推進資金	1名雇用の場合	融資利率2.00%のうち 1.00% を補助	
	2名以上雇用の場合	融資利率2.00%のうち 1.50% を補助	
ベンチャー支援資金		融資利率2.40%のうち 1.00% を補助	

- (3) 利子補給金の額
 平成26年1月1日から平成26年12月31日までの期間(※雇用創出促進資金の設備資金は平成26年4月1日から平成26年12月31日)において、月毎に次の算式により計算した金額の当該期間の合計とする。

$$\text{利子補給金の額} = \text{貸付予定明細の融資残高} \times \text{利子補給率} / 12$$
 ただし、返済の条件変更等により貸付返済予定明細に変更があった場合の利子補給金の額は、融資残高が変更前の額を超える場合は変更前の融資残高により算定し、融資残高が変更前の額よりも少なくなる場合は当該変更後の融資残高により算定した額とする。

- (4) 利子補給期間
 融資を受けた日から3年を限度とする。

- (5) 利子補給申請方法・申請先
 「沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付申請書及び実績報告書」を郵送又は持参により、**沖縄県商工労働部中小企業支援課金融班**あてご提出ください。

申請要領、様式等については、平成26年10月頃に沖縄県商工労働部中小企業支援課ホームページ(<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/kinyu/rishihokyuu.html>)に掲載する予定ですのでご確認ください。

- (6) 申請書受付期間
 平成27年1月1日(木)から**平成27年1月30日(金)まで**
 ※持参の場合は、受付時間(8:30~17:15)及び閉庁日(土日祝日等)にご注意ください。

6 お問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課	TEL (098) 866-2343
沖縄県信用保証協会	TEL (098) 863-5300
沖縄県産業振興公社経営支援課	TEL (098) 859-6237
沖縄県中小企業団体中央会組織課	TEL (098) 859-6120